

令和5年度社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会事業計画書

目 次

はじめに	1
基本目標	2
事業内容	3
1 総務課	3
（1）理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会の開催	3
（2）広報活動の充実	3
（3）ひとり親家庭等への支援	3
（4）団体活動への支援	3
（5）歳末たすけあい運動の実施	3
（6）献血運動の推進	3
（7）地域福祉計画の推進	4
（8）職員の管理・育成体制の強化	4
（9）災害時の職員の活動を支える本部機能の強化	4
（10）ICTの活用	4
2 事業推進課	5
（1）福祉教育の推進	5
（2）車椅子・車椅子移送車の貸出	5
（3）福祉関係イベントの開催	5
（4）障害者スポーツの普及啓発	5
（5）ボランティア活動への支援	5
（6）書き損じはがきの回収運動	6
（7）災害ボランティアコーディネーターの養成（市からの受託事業）	6
（8）災害ボランティアセンター運営体制の強化	6
（9）刈谷市養護老人ホームの管理・運営（指定管理業務）	6
（10）高齢者交流プラザの管理・運営（指定管理業務）	6
（11）介護予防ポイント事業（市からの受託事業）	6
（12）介護予防・生活支援事業（市からの受託事業）	7
（13）いきいきプラザの管理・運営（指定管理業務）	7
（14）一ツ木児童館の管理・運営（指定管理業務）	7

3	生活支援課	8
(1)	出張理美容事業	8
(2)	配食サービス事業（市からの受託事業）	8
(3)	介護予防訪問事業（市からの受託事業）	8
(4)	地区社会福祉協議会への支援	8
(5)	成年後見支援センターの運営（市からの受託事業）	8
(6)	地域包括支援センター〔地域型〕の運営（市からの受託事業）	8
(7)	地域包括支援センター〔基幹型〕の運営（市からの受託事業）	9
(8)	日常生活自立支援事業（県社協からの受託事業）	9
(9)	資金貸付事業（一部県社協からの受託事業）	9
(10)	災害見舞金支給事業	9
(11)	高齢者見守り活動	9
(12)	居宅介護支援事業	9
(13)	訪問介護事業	9
(14)	障害者訪問介護事業	10
(15)	地域生活支援事業（移動支援事業）	10
(16)	ホームヘルパー派遣事業（市からの受託事業）	10
(17)	保険外サービス事業	10
4	施設福祉課	11
(1)	刈谷市立くすのき園の管理・運営（指定管理業務）	11
(2)	刈谷市立すぎな作業所の管理・運営（指定管理業務）	11
(3)	刈谷市心身障害者福祉会館の管理・運営（指定管理業務）	11
(4)	障害者支援事業所の運営	11
(5)	身体障害者デイサービスセンターたんぼぼの管理・運営（指定管理業務）	11
(6)	老人デイサービスセンターひまわりの管理・運営（指定管理業務）	11
(7)	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（市からの受託事業）	11

はじめに

新型コロナウイルス感染症は2019年の発生から3年を経過するなかで、私たちの生活に大きな変化をもたらしました。その経験を踏まえ、感染対策に取り組みつつ、コロナ禍以前の生活を取り戻そうとする動きも徐々にではありますが、高まってきました。

本社会福祉協議会においても、ふれあいの里夏まつりや秋の福祉・健康フェスティバル、市民交流ポッチャ大会など、多くの協力を得ながら、3年ぶりに開催したところです。

コロナ禍における新しい生活様式の定着から、改めて人と人とのつながりや他者へ寄り添うことの大切さを知ることとなり、社会福祉協議会のネットワークを活かした地域住民、社会福祉従事者、行政等との連携による地域づくりが求められています。本年度も引き続き、地区社会福祉協議会への支援を行い、地域のつながりや助け合いの輪を深めてまいります。

「目指せ！ポッチャの盛んなまち刈谷！」をスローガンに、障害者スポーツを通じて、障害に対する理解や地域との交流を深めています。本年度は新たに小学生ポッチャ大会を開催し、次世代を担う児童・生徒の社会福祉への理解や関心をさらに深め、ボランティアに対する意識を醸成してまいります。

また、昨年度は、利用者の人権擁護を図るため、虐待防止委員会を立ち上げ、適切な福祉サービスの提供に努めてまいりました。本年度においても、利用者の満足度を高めつつ、各事業所の安定的な運営に努めてまいります。

私たちは、だれもが普段の暮らしの中で幸せを感じられるよう、孤立や孤独の問題に向き合い、つながりのある地域をつくるため、地域を知り、人と人をつなげる刈谷愛にあふれる職員を育成してまいります。

全国社会福祉協議会政策委員会の策定した「福祉ビジョン2020」では、「地域共生社会」およびSDGsの掲げる「誰一人取り残さない社会」という2つの方向性をもとにして、ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指しています。市とともに作成した第4次刈谷市地域福祉計画で掲げる「参加と支え合いで築く共に暮らせるまち」を基本理念に、本計画に掲げる各種事業を実施してまいります。

【基本目標】

基本理念の「参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち」を実現するため、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

1 地域福祉の意識づくり・担い手づくり

教育分野と社会福祉分野が連携し、地域福祉への興味関心を高めることは重要な要素の一つです。さらに、福祉に関する必要な情報を正しく得ることができるよう、分かりやすく情報を発信し周知啓発活動を進めることもまた、理解促進を促すことにつながり、新しい担い手発掘の一助になります。

そのため、幼少期から学齢期の子どもに対する学びの視点から、誰もが等しく受けることができる生涯学習の視点まで、幅広い福祉教育への取組を進めることで、一人ひとりを大切にする、違いや多様性を認めあいながらお互いの力を引き出して心のつながりをつくる、といった地域福祉の意識の醸成を図ります。

2 支え合いのしくみづくり

誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現のためには、地域に住む人同士が存在を認め合い、住民同士で支え合うことが大切です。必要なときに適切な支援に結び付くことができるよう、常日頃から出てきた課題を地域全体で共有し、解決するしくみや基盤を地域で構築するなど、地域力の強化を図ります。

また、今後、超高齢社会を迎えるにあたって、団塊の世代を中心とした高齢者の行動力や経験に着目し、元気な高齢者が地域で生きがいをもって活躍できるよう、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

3 安心・安全な福祉のまちづくり

福祉サービスの充実や相談支援体制の強化のほか、移動手段の充実、防災・防犯対策、施設や道路の整備など、生活環境の向上に注視した都市環境づくりを進めることは、誰もが快適に過ごせるまちを目指す上で非常に重要です。

そのため、市や市社会福祉協議会、各支援機関がそれぞれの果たす役割を理解し、福祉ニーズに適切に対応できる福祉サービスや相談拠点の充実を図るとともに、地域の中での防犯活動や災害に備えた活動などを支援することで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを行います。

【事業内容】

1 総務課

(1) 理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会の開催

理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会を開催し、本会の実施事業や予算等を決定します。

(2) 広報活動の充実

年4回発行の「刈谷市社協だより」や、本会ホームページの内容を充実させるほか、FacebookやInstagramなどのSNSも使い、本会の事業活動について、なお一層の理解と協力が得られるよう努めます。

WEB <http://www.kariyashi.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/kariya.sugina>

Youtube <https://www.youtube.com/channel/UCkQq73gaeL8I2N60BA-uZpg>

Instagram https://www.instagram.com/kariya_shakyo/
https://www.instagram.com/sugina_kariyashi/

(3) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の新入学児童に対して、入学祝いを贈ります。

(4) 団体活動への支援

社会福祉関係団体と密接な連携を図り、地域福祉の推進に努めるとともに、団体の事業活動に対して援助・協力します。

(5) 歳末たすけあい運動の実施

歳末たすけあい募金に寄せられた住民の温かい善意の寄付により、高齢者世帯等へ見舞金を贈ります。

(6) 献血運動の推進

献血事業に賛同する住民、事業所等で構成する「刈谷市愛血友の会」の組織の充実と、献血の重要性を広く普及宣伝し、献血運動の拡充・推進に努めます。

(7) 地域福祉計画の推進

「地域福祉の意識づくり・担い手づくり」「支え合いのしくみづくり」「安心・安全な福祉のまちづくり」の3つを基本目標とした第4次刈谷市地域福祉計画が令和2年度より5か年計画で始まり4年目となります。職員への周知に努め、課題への取り組みを進めるとともに、第5次計画策定に向け刈谷市と連携していきます。

(8) 職員の管理・育成体制の強化

職員の情報を一元管理するとともに、適正な人員配置、人材確保に努めます。

また、職員が主体的に自己の能力を開発し、成長できるよう、研修体系を明確化することで、質の高い福祉サービスを提供できる職員の育成を図ります。

(9) 災害時の職員の活動を支える本部機能の強化

災害ボランティアセンターや福祉避難所を運営する上で不可欠な、行政や福祉団体との連携強化を図り、応受援の体制構築を目指します。

(10) ICTの活用

人事・労務管理や通所サービスなどの分野においてICTを活用し、業務の効率化を図ります。

2 事業推進課

(1) 福祉教育の推進

「児童・生徒福祉実践教室」、「青少年ボランティア福祉体験学習」及び「社会福祉教育指定校研修会」を実施し、児童・生徒等の福祉のこころの醸成、長期的な視野に立ったボランティアの育成を図ります。

(2) 車椅子・車椅子移送車の貸出

病気や怪我等で一時的に歩行困難等身体の不自由になった者への支援として、車椅子を貸し出します。

また、車椅子使用者の日常生活の利便を図るため、車椅子移送車を貸し出します。

(3) 福祉関係イベントの開催

昭和59年から「福祉のつどい」として始まった「福祉・健康フェスティバル」は40周年を迎えます。今年度は内容を充実し、さらに福祉、健康に対する意識の高揚及びボランティアの輪の広がりを図ります。(刈谷市共催、10月15日予定)

市内の障害者(児)やその家族を対象に企業ボランティア等との連携・協力により開催する「福祉ふれあいフェスティバル in シャインズ」など、さまざまな福祉関係イベントで、ノーマライゼーションに基づいた地域社会づくりを目指します。

(4) 障害者スポーツの普及啓発

「目指せ！ボッチャの盛んなまち刈谷」をスローガンに、老若男女、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に楽しめる「ボッチャ」の普及啓発を通じて障害者への理解促進と地域の活性化を図ります。

第5回市民交流ボッチャ大会の他、新たに小学生対象のボッチャ大会を開催します。さらに企業とのコラボレーション企画やボッチャ体験会の実施及びボッチャセットの貸し出しなど、多数の企画で、ボッチャを通して障害者スポーツの普及啓発に努めます。

(5) ボランティア活動への支援

地域福祉を推進するため、地域の高齢者・児童等への福祉活動を担うボランティア団体に対し、活動費の補助や活動内容の助言を行うとともに、活動内容の紹介や会員募集等、ボランティアに関する情報を掲載した機関紙「ひまわりボランティア通信」を発行するなど、活動の支援に努めます。

また、「刈谷市民ボランティア活動センター」との連携や衣浦定住自立圏市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるねット」を活用することで各種ボランティア情報の集積・発信に努めます。

(6) 書き損じはがきの回収運動

世界中の読み書きのできない人々が学ぶための教育環境づくりを支援する日本ユネスコ協会連盟の「世界寺子屋運動」に協力するため、社会福祉教育指定校を始め、企業や市民の協力を得ながら、書き損じはがき回収運動「世界寺子屋運動KARIYA」を展開します。

(7) 災害ボランティアコーディネーターの養成（市からの受託事業）

大規模な災害発生時に備え、災害時に立ち上げられる災害ボランティアセンターで、ボランティアと被災地の支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーターを養成します。

(8) 災害ボランティアセンター運営体制の強化

行政、関係団体、企業等と連携し新しい生活様式に合わせた災害ボランティアセンターの運営のしかたについて、検討を進めます。

(9) 刈谷市養護老人ホームの管理・運営（指定管理業務）

入所者が健康を保持し、生きがいのある生活が送れるよう環境の整備に努めるとともに、入所者の自主性を高め、地域社会との交流を図ります。

また、在宅老人短期保護事業として、65歳以上の介護保険非該当者で、一時的に自宅での生活が困難になった高齢者を、介護者に代わり養護老人ホームにおいて生活支援を行います。

(10) 高齢者交流プラザの管理・運営（指定管理業務）

60歳以上の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーションのためのサービスを総合的に供与できるよう努めます。また本施設は、養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターひまわりなどと一体的な複合施設であるため、施設ごとの独自性を発揮しながら相互の連携を密にし、高齢者福祉の向上に寄与できるよう努めます。

(11) 介護予防ポイント事業（市からの受託事業）

65歳以上の高齢者が介護予防ポイント事業の活動を通じて、社会参加及び地域貢献を行うことにより、自らの介護予防及び健康増進に積極的に

取り組むことを支援します。

また、活動の実績に応じた評価ポイントを付与し、申し出により交付金を交付します。

(12) 介護予防・生活支援事業（市からの受託事業）

要介護認定で「要介護」又は「要支援」及び「介護保険法介護予防・日常生活支援総合事業対象者」に該当していない高齢者を対象に、レクリエーション等を実施し、高齢者が積極的に社会に関わる機会を提供します（生きがい活動支援通所事業※通称「あつまりん」）。

また、歯科衛生士による口腔機能向上事業により介護予防に努めます。

(13) いきいきプラザの管理・運営（指定管理業務）

60歳以上の高齢者に対し、「ねたきりにならない」ことを目的として、健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーションのためのサービスを総合的に提供し、高齢者福祉の向上に努めます。

(14) 一ツ木児童館の管理・運営（指定管理業務）

地域の子どもたちのふれあいの場として、安全な遊び場所を提供し、各種行事を通じて児童の健全育成を図ります。

3 生活支援課

(1) 出張理美容事業

外出が困難な在宅のねたきり高齢者及び重度の肢体不自由者（児）を対象に「出張理美容費助成券」を1年に4枚まで交付し、本人及び家族を支援します。

(2) 配食サービス事業（市からの受託事業）

見守りが必要な65歳以上の人のみの世帯及び病気で食事に配慮が必要な人を対象に、自宅に食事を届けると共に、安否確認を行います。

また、調整食の利用者に、定期的に栄養相談を実施します。

(3) 介護予防訪問事業（市からの受託事業）

「介護保険の要支援1・2の認定者（第2号被保険者も含む）」や、「65歳以上の基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人」のうち、食事量の減少や、栄養バランスの偏りが見られる人などを対象に管理栄養士が訪問し、生活習慣の相談・改善を3～6か月の短期間で行います。

(4) 地区社会福祉協議会への支援

高齢者、障害者、子育て等に関するさまざまな福祉課題の解決を目指して、北部地区社会福祉協議会ハートの会及び中部地区社会福祉協議会、南部地区社会福祉協議会が取り組む活動を支援します。また、各地区福祉委員会等の活動を支援するとともに、福祉委員会等未設立地区においては設立に向けて支援します。

(5) 成年後見支援センターの運営（市からの受託事業）

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう成年後見制度の利用に関する相談や手続き支援を行うとともに、成年後見制度の普及と啓発に努めます。

(6) 地域包括支援センター〔地域型〕の運営（市からの受託事業）

地域の高齢者支援を包括的・継続的に行う専門機関として、介護予防ケアマネジメント業務や高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合相談に応じ、高齢者及びその家族の福祉の向上に努めます。また、地域ケア会議を開催し、多職種協働による地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(7) 地域包括支援センター〔基幹型〕の運営（市からの受託事業）

地域包括ケアシステム構築を推進するため、市内6か所の地域包括支援センターとの総合的な調整と円滑な業務運営のための支援を行うとともに、市役所や関係機関と連携し、高齢者虐待の未然防止や個別支援を行います。

(8) 日常生活自立支援事業（県社協からの受託事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで日常生活の判断に不安のある人に対し、福祉サービスの利用手続き、日常的な金銭管理、書類管理などの支援を行います。

(9) 資金貸付事業（一部県社協からの受託事業）

低所得世帯や障害者世帯又は高齢者世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むために資金の貸付けをします。

(10) 災害見舞金支給事業

災害等により被害を受けた市民に対し、災害弔慰金及び災害見舞金を支給します。

(11) 高齢者見守り活動

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などを、日常的に関わりをもっている事業者等の協力を得て、見守り及び安否確認を行うことで、社会から孤立することを防止するとともに、異変を早期に発見して必要な支援につなげます。

(12) 居宅介護支援事業

介護保険事業者として、介護を必要とされる方が、適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、関係機関との連絡調整を行います。

(13) 訪問介護事業

ケアプランに基づき、食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、整容、身体の清拭、通院の介助等の身体介護及び、掃除、調理、洗濯、買い物や薬の受け取り等の生活援助のサービスの提供を行います。

(14) 障害者訪問介護事業

障害者が居宅において日常生活を円滑に過ごせるよう、ホームヘルパーが身体介護、家事援助等の支援を行います。また、屋外での移動が困難な視覚障害の方へ、外出支援及び視覚情報の提供を行います。

(15) 地域生活支援事業（移動支援事業）

屋外での移動が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時に移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を行います。

(16) ホームヘルパー派遣事業（市からの受託事業）

出産後間もない母親の健康を守るため、ホームヘルパーが訪問し、適切な家事等を行い、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助します。

また、ひとり親家庭等の母（父）が、一時的に生活援助が必要な場合や、日常生活を営むのに支障が生じている場合、ホームヘルパーが訪問して、その生活を支援し、生活の安定を図ります。

(17) 保険外サービス事業

介護保険法及び障害者総合支援法で提供できない通院介助、病院内の介助、入退院のお手伝いを行い、在宅で安心して生活することができるよう支援します。

4 施設福祉課

(1) 刈谷市立くすのき園の管理・運営（指定管理業務）

地域で暮らす障害のある人を対象に、必要な生活介護支援を提供し、利用者一人ひとりが安心して楽しく日中生活を送れるよう努めます。

(2) 刈谷市立すぎな作業所の管理・運営（指定管理業務）

知的障害者を対象に、一人ひとりに合わせた就労継続支援、生活介護支援を提供することにより、利用者が自分の力を発揮して、豊かな生活を送れるよう努めます。

(3) 刈谷市心身障害者福祉会館の管理・運営（指定管理業務）

在宅の心身障害者を対象に、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、貸館等のサービスを提供し、障害者福祉の向上に努めます。

(4) 障害者支援事業所の運営

本会の事業所利用者等に対し、適切な障害者サービスが提供できるよう、サービス等利用計画の作成及び相談支援を行います。

(5) 身体障害者デイサービスセンターたんぼぼの管理・運営（指定管理業務）

在宅の重度肢体不自由者及び知的と身体の障害が重複する人を対象に、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ります。

(6) 老人デイサービスセンターひまわりの管理・運営（指定管理業務）

事業対象者、要支援及び要介護と認定された在宅の人を対象に、第1号通所事業（刈谷市通所介護相当サービス）や介護度に応じた通所介護サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的負担の軽減等を図ります。

(7) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（市からの受託事業）

市営住宅等に設置された高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し生活援助員を派遣し、緊急時の対応、安否の確認、生活指導・相談及び一時的家事援助などの福祉サービスを提供することにより、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。